

医政第1099号
平成22年9月9日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部医療政策総室長
(公印省略)

医師法施行規則の一部を改正する省令について

このことについて、厚生労働省医政局長から別添写しのとおり通知がありましたので送付します。

なお、下記団体については、別途送付しておりますので申し添えます。

記

(通知団体等)

社団法人 熊本県医師会
社団法人 熊本県歯科医師会
社団法人 熊本県看護協会
社団法人 熊本県薬剤師協会
熊本県公的病院長会
全日本病院協会熊本県支部
全国自治体病院協議会熊本県支部

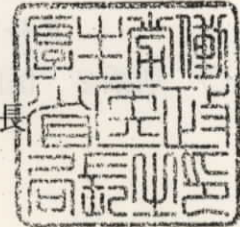
熊本県健康福祉部医療政策総室 総務・医事班 担当：津田 TEL：096-333-2205 FAX：096-385-1754
--



医政発0901第8号
平成22年9月1日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長



医師法施行規則の一部を改正する省令について（通知）

医師法施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令0819第5号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、同日施行されます。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知いただくとともに、所管の保健所等に対して、必要な周知が図られるよう御配慮願います。

なお、医師、歯科医師及び薬剤師の調査の実施通知については、別途、10月下旬に送付する予定をしております。

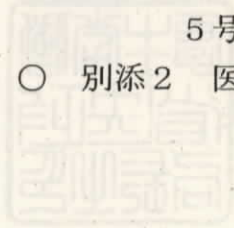
記

近年、医師の診療科間の偏在や地域間の偏在が重要な課題となっていることから、当該偏在の状況を把握することができるよう、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第2号書式（医師届出票）に「取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名」に関する事項を追加するものである。

以上



- 別添 1 医師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令 0819 第 5 号）
- 別添 2 医師法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文



○厚生労働省令〇八一九第五号

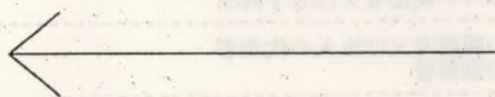
医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項の規定に基づき、医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年 九月 一日

厚生労働大臣 長妻 昭

医師法施行規則の一部を改正する省令

医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。
第二号書式を次のように改める。



医師届出票

第二号書式（第六条関係）

（ 年12月31日現在）

(1) 住所	〒□□□-□□□□			
	都道府県	市区郡	町村	番地番号
(2) 氏名	ふりがな		電話	市外局番 (— —)
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年 月 日
(5) 医登録番号	第 号	(6) 医籍登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年 月 日
(7) 主に従事している施設及び業務の種別 業務の種別の1から15までのうち一つを○で囲むこと。	施設の種別	業務の種別		
	診療所	1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の勤務者		
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	3 病院の開設者又は法人の代表者 4 病院の勤務者		
	医育機関	5 医育機関の臨床系の教官又は教員 6 医育機関の臨床系の勤務者で5以外の者又は大学院生 (医員、臨床研修医、臨床系の大学院生、その他) 7 医育機関の臨床系以外の勤務者又は大学院生		
	介護老人保健施設	8 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 9 介護老人保健施設の勤務者		
	上記以外の施設	10 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 11 行政機関の従事者 12 10及び11以外の産業医 13 上記以外の保健衛生業務の従事者		
	その他	14 その他の業務の従事者 15 無職の者		
(8) 主たる業務内容 (7)欄の1から13までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	最も長時間従事している業務内容を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他			
(9) 従事先の名称 (7)欄の1から13までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	ふりがな		電話	市外局番 (— —)
(10) 従事先の所在地 (7)欄の1から13までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	〒□□□-□□□□			
	都道府県	市区郡	町村	
(11) 従事する診療科名等 (7)欄の1から6までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。 また、二つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入のこと。	I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科
	II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科
	III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科
	IV	40 臨床研修医	41 全科	
	V	42 その他 ()		
				主たる診療科名の番号(1つ)

(12) 取得している広告 可能な医師の専門 性に関する資格名 取得しているすべての資格名 の番号を○で囲むこと。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="365 100 443 324">I</td> <td data-bbox="443 100 776 324"> 01 総合内科専門医 04 消化器病専門医 07 神経内科専門医 10 血液専門医 13 リウマチ専門医 16 心療内科専門医 </td> <td data-bbox="776 100 1108 324"> 02 呼吸器専門医 05 腎臓専門医 08 糖尿病専門医 11 皮膚科専門医 14 感染症専門医 </td> <td data-bbox="1108 100 1461 324"> 03 循環器専門医 06 肝臓専門医 09 内分泌代謝科専門医 12 アレルギー専門医 15 小児科専門医 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 324 443 526">II</td> <td data-bbox="443 324 776 526"> 17 外科専門医 20 乳腺専門医 23 泌尿器科専門医 26 形成外科専門医 29 小児外科専門医 </td> <td data-bbox="776 324 1108 526"> 18 呼吸器外科専門医 21 気管食道科専門医 24 脳神経外科専門医 27 眼科専門医 30 産婦人科専門医 </td> <td data-bbox="1108 324 1461 526"> 19 心臓血管外科専門医 22 消化器外科専門医 25 整形外科専門医 28 耳鼻咽喉科専門医 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 526 443 616">III</td> <td data-bbox="443 526 776 616"> 31 リハビリテーション科専門医 34 病理専門医 </td> <td data-bbox="776 526 1108 616"> 32 放射線科専門医 35 救急科専門医 </td> <td data-bbox="1108 526 1461 616"> 33 麻酔科専門医 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 616 443 896">IV</td> <td data-bbox="443 616 776 896"> 36 超音波専門医 39 老年病専門医 42 漢方専門医 45 核医学専門医 48 ペインクリニック専門医 51 がん薬物療法専門医 54 小児神経専門医 </td> <td data-bbox="776 616 1108 896"> 37 細胞診専門医 40 消化器内視鏡専門医 43 レーザー専門医 46 大腸肛門病専門医 49 熱傷専門医 52 周産期（新生児）専門医 55 一般病院連携精神医学専門医 </td> <td data-bbox="1108 616 1461 896"> 38 透析専門医 41 臨床遺伝専門医 44 気管支鏡専門医 47 婦人科腫瘍専門医 50 脳血管内治療専門医 53 生殖医療専門医 </td> </tr> </table>	I	01 総合内科専門医 04 消化器病専門医 07 神経内科専門医 10 血液専門医 13 リウマチ専門医 16 心療内科専門医	02 呼吸器専門医 05 腎臓専門医 08 糖尿病専門医 11 皮膚科専門医 14 感染症専門医	03 循環器専門医 06 肝臓専門医 09 内分泌代謝科専門医 12 アレルギー専門医 15 小児科専門医	II	17 外科専門医 20 乳腺専門医 23 泌尿器科専門医 26 形成外科専門医 29 小児外科専門医	18 呼吸器外科専門医 21 気管食道科専門医 24 脳神経外科専門医 27 眼科専門医 30 産婦人科専門医	19 心臓血管外科専門医 22 消化器外科専門医 25 整形外科専門医 28 耳鼻咽喉科専門医	III	31 リハビリテーション科専門医 34 病理専門医	32 放射線科専門医 35 救急科専門医	33 麻酔科専門医	IV	36 超音波専門医 39 老年病専門医 42 漢方専門医 45 核医学専門医 48 ペインクリニック専門医 51 がん薬物療法専門医 54 小児神経専門医	37 細胞診専門医 40 消化器内視鏡専門医 43 レーザー専門医 46 大腸肛門病専門医 49 熱傷専門医 52 周産期（新生児）専門医 55 一般病院連携精神医学専門医	38 透析専門医 41 臨床遺伝専門医 44 気管支鏡専門医 47 婦人科腫瘍専門医 50 脳血管内治療専門医 53 生殖医療専門医
I	01 総合内科専門医 04 消化器病専門医 07 神経内科専門医 10 血液専門医 13 リウマチ専門医 16 心療内科専門医	02 呼吸器専門医 05 腎臓専門医 08 糖尿病専門医 11 皮膚科専門医 14 感染症専門医	03 循環器専門医 06 肝臓専門医 09 内分泌代謝科専門医 12 アレルギー専門医 15 小児科専門医														
II	17 外科専門医 20 乳腺専門医 23 泌尿器科専門医 26 形成外科専門医 29 小児外科専門医	18 呼吸器外科専門医 21 気管食道科専門医 24 脳神経外科専門医 27 眼科専門医 30 産婦人科専門医	19 心臓血管外科専門医 22 消化器外科専門医 25 整形外科専門医 28 耳鼻咽喉科専門医														
III	31 リハビリテーション科専門医 34 病理専門医	32 放射線科専門医 35 救急科専門医	33 麻酔科専門医														
IV	36 超音波専門医 39 老年病専門医 42 漢方専門医 45 核医学専門医 48 ペインクリニック専門医 51 がん薬物療法専門医 54 小児神経専門医	37 細胞診専門医 40 消化器内視鏡専門医 43 レーザー専門医 46 大腸肛門病専門医 49 熱傷専門医 52 周産期（新生児）専門医 55 一般病院連携精神医学専門医	38 透析専門医 41 臨床遺伝専門医 44 気管支鏡専門医 47 婦人科腫瘍専門医 50 脳血管内治療専門医 53 生殖医療専門医														
(13) 本届出票の 活用に対する 同意確認	各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に 記載した情報の全部又は一部を、従事先の所在地の都道府県に提供される ことに同意する場合には、右欄に○を付けること。 <table border="1" data-bbox="1262 907 1403 1008"> <tr> <td>同意欄</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	同意欄															
同意欄																	
(14) 備 考																	

提出期限
翌年1月15日

附錄

（中三）

[illegible]

現
行

第一号書式 (附八条関係) (年12月31日現在)

[illegible]

(傍線の部分は改正部分)

〇関係機関に提出（関係11市町村衛生保健委員会等）

関係機関に提出する書類の一覧を以下に示す。関係機関は、関係機関に提出する書類を提出する。

(12) 取得している広告 可及的医師の専門 性に即する資格を 取得している医師	I		
	01 総合内科専門医	02 呼吸器専門医	03 循環器専門医
	04 消化器専門医	05 腎臓専門医	06 肝臓専門医
	07 神経内科専門医	08 循環器専門医	09 内分泌代謝専門医
	10 血液専門医	11 皮膚科専門医	12 アレルギー専門医
	13 リウマチ専門医	14 感染症専門医	15 小児科専門医
	16 心療内科専門医		
	II		
	17 外科専門医	18 呼吸器外科専門医	19 心臓血管外科専門医
	20 乳腺専門医	21 消化器外科専門医	22 消化器外科専門医
	23 泌尿器科専門医	24 精神神経科専門医	25 整形外科専門医
	26 形成外科専門医	27 眼科専門医	28 耳鼻咽喉科専門医
	29 小児外科専門医	30 産婦人科専門医	
	III		
	31 リハビリテーション科専門医	32 放射線科専門医	33 麻酔科専門医
	34 看護専門医	35 検査科専門医	
	IV		
	36 歯科専門医	37 歯科口腔外科専門医	38 歯科専門医
	39 老年科専門医	40 消化器内科専門医	41 臨床検査専門医
	42 産科専門医	43 レーザー専門医	44 皮膚科専門医
	45 泌尿器科専門医	46 大腸肛門科専門医	47 婦人科専門医
	48 ベイシクニンク専門医	49 腎臓専門医	50 臨床検査専門医
	51 がん遺伝子検査専門医	52 麻酔科（衛生学）専門医	53 牛痘科専門医
	54 小児神経専門医	55 一般診療科専門医	

(13) 本居出展の
所用に對する
同意確認

各都道府県における医師確保対策の検討等に所与するため、本居出展に
記載した情報の全部又は一部を、従事先の所在地の都道府県に提供される
ことに同意する場合には、右欄に○を付けること。

同意	欄
----	---

提出期限
昭和47年1月15日